

令和 6 年度放射線対策の取組状況

1 放射線対策の経緯

(1) 空間放射線量の測定及び除染対策

公共施設において、定期的に空間放射線量の測定を継続している。

令和 5 年度に、福島第一原子力発電所の事故から 11 年が経過し、測定値が低下し、安定してきていることから、測定回数等の見直しを行った。（現在、公共施設 {37 施設} 及び汚染土壌埋没場所 {27 施設 31 地点} を 1 年ごとに測定）

令和 6 年度においても、測定値に異常は見受けられず安定している。

(2) 放射性物質検査

令和 3 年度以降は水道水の放射性物質の検査のみを継続して実施している。

市立小・中学校及び保育園の給食食材及び提供給食の放射性物質の検査については、いずれの検査においても基準値を下回る結果となっていることのほか、近年は市民等からの問い合わせや要望がほとんどない状況であることから、令和 2 年度に見直しを行い、同年度をもって廃止とした。

令和 6 年度においても、測定値に異常は見受けられず安定している。

2 各放射線対策の取組

(1) 放射線測定機器の貸出し 【環境課】

貸出件数は 3 件であった。

※ 平成 23 年 12 月 2 日から貸出し（1 日間。休日を除く。）を開始

※ 平成 24 年 3 月 10 日から休日の貸出し（年末年始を除く。）を開始

※ 平成 24 年 5 月 1 日から貸出期間を 2 日間に延長

※ 平成 26 年 6 月 4 日から貸出期間を 5 日間に延長

(2) 放射性物質の検査について

ア 水道水の検査 【水道施設課】

浄水場及び給水場 4 か所（西堀浄水場・野火止浄水場・片山浄水場・新座団地給水場）の蛇口から出る水道水について、厚生労働省の指針に基づき、外部検査機関による検査を平成 23 年 9 月から継続して行っており、現在は 3 か月に 1 回実施している（平成 27 年 3 月までは月 1 回）。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

イ 脱水汚泥の検査 【水道施設課】

西堀浄水場における浄水処理に伴って発生する汚泥（特定産業廃棄物）について、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、外部検査機関による検査を平成 23 年 10 月から継続して年 2 回実施しており、9 月及び 3 月に検査を実施した。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

※ 「新座の元気森透水」製造のための西堀 4 号井戸の井戸水検査（平成 30 年度まで水道業務課で実施）について、商品の製造休止に伴い検査も休止している。

3 放射線対策に係る費用

	金額	備考
水道水・発生汚泥に係る放射性物質検査委託料	475,200 円	西堀浄水場、野火止浄水場、片山浄水場、新座団地給水場
合計	475,200 円	

【参考】

(1) 市が管理する施設の対策基準値の考え方について

埼玉県において自然界（宇宙及び大地）から受ける放射線量は、福島第一原子力発電所の事故前（平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで）は、年間 0.295 ミリシーベルトとされている（埼玉県ホームページ）。

これに、国際放射線防護委員会（ICRP）が放射線管理の基準としている一般人が平常時に浴びる放射線年間 1 ミリシーベルト（自然放射線及び医療放射線を除く。）を加えた年間 1.295 ミリシーベルトを基に、この値を時間当たりに換算した毎時 0.246 マイクロシーベルトを、市が管理する施設の対策基準値とした。

【算出根拠】

1 日の生活を、屋外で 8 時間、屋内で 16 時間過ごすものとし、屋内の放射線量は、屋外の数値に 0.4 を乗じた値とする。

$$0.246 \times 8 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} + 0.246 \times 0.4 \times 16 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日}$$

$$= 1,292.976 \text{ マイクロシーベルト} = \text{およそ } 1.29 \text{ ミリシーベルト}$$

国が除染の目安としている値は、周辺と比べ毎時 1 マイクロシーベルト以上高い値（地表から 100 センチメートル）であり、本市の施設の対策基準値である毎時 0.246 マイクロシーベルト（地表から 5 センチメートル）は、より厳しい基準となっている。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求状況について

本市においては、放射線対策に係る費用の損害賠償請求について、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が示す基準に基づき行っており、順次、東京電力が賠償すべき損害と認めた費用について賠償請求を行い、賠償金の支払を受けている。

今後についても、東京電力が示す基準に基づき、放射線対策に係る費用について損害賠償請求を行っていく。なお、令和元年度分以降の井戸水の検査については、森透水の販売を取りやめたことから中止となっている。

【東京電力に対して損害賠償請求を行った費用一覧】

請求年月	請求項目	金額	内訳
令和 6 年 5 月 30 日 (同年7月に支払済み)	放射性物質検査 業務委託料	475,200 円	【令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月分】 水道水 422,400 円 発生汚泥 52,800 円
合計		475,200 円	